

次に、「議案第112号 飯塚市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。補足説明を求めます。

○ 健康増進課長

議案第112号飯塚市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の補足説明をいたします。13 ページをお願いします。医療法施行令において、「神経科」が「神経内科」と名称が改正されておりますので本案を提出するものであります。以上簡単ではありますが、補足説明を終わります。

○ 委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第112号 飯塚市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」については原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第113号 契約の締結（健康の森公園多目的施設建設工事）」を議題といたします。補足説明を求めます。

○ 契約課長

議案第113号 契約の締結（健康の森公園多目的施設建設工事）について補足説明をいたします。議案書の 16 ページをお願いいたします。

本件工事請負契約の締結につきましては、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき、本案を提出するものであります。議案第113号の健康の森公園多目的施設建設工事につきましては、契約金額は1億3,890万9,750円で、株式会社 橋本組 代表取締役 橋本 太と契約を締結するものであります。17ページの議案資料をお願いいたします。

工期につきましては、本契約として認められた日から平成21年7月31日までとし、施設概要等につきましては、鉄骨造りの2階建てで、延べ床面積970.72平方メートルの多目的施設でございます。18ページにその内容を記載しております。次に19ページには建築場所の付近見取図を、20ページには配置図を、21ページから23ページにかけては各階平面図及び立面図を添付いたしております。お手元一別途配布しております工事請負契約議案資料をお願いいたします。本工事の入札執行状況につきましては、条件付き一般競争入札実施要領及び運用基準に基づきまして、業者選考委員会において、建築一式工事のI等級に格付けされる要件等を決定し、10月24日に入札公告を行い、11月11日に入札を執行いたしました。その結果、15者から入札参加申請があり、予定価格1億6,342万4,100円に対し、落札額1億3,890万9,750円、落札率84.99%で株式会社 橋本組が落札いたしましたものであります。以上簡単ではございますが、議案第113号の補足説明を終わります。

○ 委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 楡井委員

若干お聞きしたい点がありますので、よろしくをお願いします。一つは、契約締結に至る経過について若干説明していただきたいということと、この建設について、地元住民の方々、また市民の人たちのご意見なり必要性について、ご説明願いたいと思います。

○ 総合政策課長

この多目的施設につきましては、目尾地域振興基本計画を平成17年5月に見直しをするために、目尾地域振興基本計画検討委員会を立ち上げ、以降、同年12月までの間に11回の会

議を重ね、平成18年1月に報告書の提出がっております。そのことを受け、プールに併設した多目的施設を設置することといたしております。住民の要望、要請はあったのかということではありますが、目尾地域振興基本計画検討委員会委員18名のうち、地元住民の代表として12名の方が委員として選出されています。11回の会議を重ねる中で、多くの住民の皆様の声を代弁していただいたものと考えております。また、8月に住民の皆様の生の声をお聞きするために、8地区の自治会に出向き説明会を開催しております。また、市報、ホームページでの意見募集も実施しています。意見・要望としては、「子どもから高齢者の方たちが楽しく自由に集える、多目的用途を備えた保健施設的なものの建設」が出されていきました。そのような経過を踏まえ、既存のプールに併設した多目的施設の建設計画に至ったものであります。

○ 楡井委員

8町内会の説明会、これには何人くらいが参加されたんでしょうか。

○ 総合政策課長

全部で124名の出席を得ております。

○ 楡井委員

一緒に聞いておけばよかったですね。対象人数といいますか、戸数、どれくらいになるんですか、この8町内会で。

○ 総合政策課長

資料として今は持ってきておりませんので、失礼します。

○ 楡井委員

後ほど教えてくださいね。それから財源についてお聞きいたします。この1億3,800万円あまりの財源の内訳についてお聞きしたいと思います。この内容をそれぞれ教えていただきたいと思います。

○ スポーツ振興課長

総事業費の95%につきましては、合併特例債を活用するようにいたしております。残り5%につきましては一般財源ということで、合併特例債としまして1億3,190万円、一般財源より701万円ということで考えております。

○ 楡井委員

またここでも借金が増えるということに、大変な状況が次々と重なってきます。皆さん方がすぐ言われます言葉が、「財政厳しき折」というふうに言われるんですけど、124人参加された対象地域の説明会で、何人の人たちがおられるのかわかりません。そういう状況であります。そういう意味で、不要不急ということに該当するんじゃないかというふうに思うわけです。一方で、公の施設の検討委員会の中で、忠隈の住民センター、それに若菜の福祉総合センター、筑豊ハイツ、颯田の、正確にはわかりませんが老人いこいの家ですか、こういう施設が次々に切って捨てられようとしている状況の中で、1億3,190万円もの特例債を使ってこういうものを建てなければならないんだろうかと思うわけです。それで、これが建ち上がった後、どういうふうな収支計画を考えておられるのか、この辺についてお聞きしたいと思います。

○ スポーツ振興課長

今、委員からご指摘のありました収支につきまして、この使用料等につきましては、現在、近隣のスポーツセンター、それから飯塚保健センター、穂波福祉総合センター、庄内福祉総合センター等々の利用料金がございますが、それらを視野に、現在検討中でございます。

○ 楡井委員

収支の目処も立てずにこういう施設をどんどん、どんどん造っていくのか、と、大変、先行き不安な状況があると思います。せっかく1億3,800万円出してこの施設を造るわけですけど、この施設はずっと飯塚市の施設ということにならないで、民間委託とか、民間に売ってしまうというようなことにもなるんじゃないでしょうか。そういう心配はありませんかね。

○ スポーツ振興課長

この多目的施設につきましては、言われますような民間に譲渡とか売るとか、そういうことでは考えておりません。ただ、先々、他の公の施設でもありますように、指定管理者という部分については取り組むこともあるかもしれませんが、それ以外のことは今のところ考えておりません。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

(他に質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

○ 楡井委員

市の施設として、検討委員会には住民の方たちが18人中12人、比較的多数の方が委員になっておられる。それから8町内会の説明会では124人参加されている。それから意見募集も行っているということで、一定の、この施設の必要性については検討されたのかな、市民の意見も聞かれたのかな、というふうに思うわけですがけれども、果たしてこの8町内会に何人の人がおられるのか、その内の何人の人に聞いていただいたんだろうか、と。そういうような状況ははっきりしないということが第一点ですね。それから、建設費の95%が合併特例債、約1億3,100万円、この3分の1は市民の丸々の借金ということになるわけですね。先程、他のことでも、この特例債を使って、ということがありました。この特例債をどんどん使っているという状況が出ています。さらに、収支の見込みも全く立っていないという状況の中で建設だけが急がれると。これは、建物だけのお金ですから、中身の器具等については全然加味されていないということであり、それにまたどのくらいお金がかかるものなのかということがわかりませんし、それも合併特例債じゃないかと考えると、空恐ろしい状況があります。従って、この議案については反対ということをお願いします。

○ 委員長

ほかに討論はありませんか。

(他に討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第113号 契約の締結(健康の森公園多目的施設建設工事)」については、原案のとおり可決することについて、賛成の委員は挙手願います。

(挙手・賛成多数)

賛成多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第114号 財産の譲渡(飯塚市立鯉田保育所)」を議題といたします。補足説明を求めます。

○ 保育課長

議案第114号 財産の譲渡(飯塚市立鯉田保育所)につきまして提案理由の補足説明をいたします。議案書24ページをお願いいたします。25ページには、鯉田保育所位置図、26ページには、1階、2階の平面図を添付させていただいております。財産処分の内容といたしまして、譲渡する財産 鯉田保育所園舎、所在地 飯塚市鯉田1363番地、構造 鉄筋コンクリート造 陸屋根 2階建、床面積 704.75平方メートル、譲渡金額 17,400,000円、譲渡の相手方 福岡県飯塚市横田772番地6 社会福祉法人くすの樹会 理事長 中尾 良秀であります。

今回、建物を有償譲渡する理由といたしましては、お手元に配布させて頂いております、横田、鯉田保育所建物比較表をお願いいたします。横田保育所は、無償譲渡していますが、そのときの不動産鑑定評価額は3,840万円です。これを基本とし、新たに移譲する建物の鑑定評価額(移譲時点)と比較して、それ以下の鑑定評価額なら無償譲渡、それ以上の鑑定評価

額ならその差額分での有償譲渡とする考えです。

鯉田保育所は、平成21年4月1日に民営化しますが、その時点の不動産鑑定額は、5,580万円です。5,580万円から3,840万円を差し引いた金額、1,740万円の有償譲渡をしたいと考えております。なお、譲渡価格の決定に当りましては、飯塚市財産管理審議会及び公有財産調整委員会の審議、協議を受けた中で決定しております。

物品（遊具及び備品）については、飯塚市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例第6条第1号の規定により無償譲与と考えております。

土地については、保育所運営を安定的に継続するため、底地については有償貸付と考えております。以上、簡単ですが補足説明を終わります。

○ 委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

（ 質疑なし ）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

○ 楡井委員

移譲するときには反対の態度をとっていますので、討論は出来ませんが、態度としては反対ということをお願いします。

○ 委員長

他に討論はありませんか。

（ 他に討論なし ）

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第114号 財産の譲渡（飯塚市立鯉田保育所）」については原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

（ 挙手・賛成多数 ）

賛成多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第117号 福岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更」を議題といたします。補足説明を求めます。

○ 健康増進課長

議案第117号福岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更の補足説明をいたします。30ページをお願いします。福岡県後期高齢者医療広域連合の議会の議員の定数に係る経過措置を延長するとともに、当該広域連合に対し構成市町村が負担する共通経費の負担割合を改めるため、広域連合規約を変更することについて、議会の議決を求めるものです。32ページの新旧対照表をお願いします。附則3をお願いします。広域連合議員の定数につきましては、規約第7条第1項で34人と規定されておりますが、当初2年間は全市町村が参加意識を持ち、円滑に新しい制度を開始するために、77人とする経過措置が設けられています。しかしながら、本年4月の制度開始以降、国の制度・運用の見直しが行われ、今後も引き続き検討されるなど、未だ制度が安定した状況にないことから、経過措置を平成23年3月31日まで2年間延長するものです。別表第3をお願いします。今年度の「事務費の分賦金」につきましては、規約において均等割2%、高齢者人口割48%、人口割50%と規定されております。「事務費の分賦金」は、広域連合の設立準備段階では、職員数や事務費総額が明確でなかったため、制度開始後見直すこととされておりました。見直しの結果は、事務費の内、総務課人件費、庶務関係経費、議会費、選挙費などの均等割に相当する経費が事務費全体の7%程度となること、他の広域連合では高齢者割と人口割の比率が同じ割合としている団体が多いことなどから、21年度からは均等割7%、高齢者人口割46.5%、人口割46.5%とするものです。以上簡単ですが補足説明を終わります。

○ 委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

○ 楡井委員

議案 95 号などでも討論・質疑を行いました。国民にとっても事務に当たる職員のみならずにとっても大変分かりにくい制度であるわけです。次々に法律が変わるし、保険料の徴収も非常に難しい状況があります。昨日 4 回目の保険料が天引きされました、これについても新聞等ではかなり反対といますか、怒りの写真なども見えています。そういう意味では、参議院でも飯塚市議会でも意見書が採択されましたし、国会では参議院でも見直し撤回が可決され、今衆議院に回っている状況であります。したがってこういう後期高齢者医療制度は廃止しかないということで、規約の変更でありますけど反対の意見を言わせていただきたいと思えます。

○ 委員長

他に討論はありませんか。

( 他に討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第 117 号 福岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更」については原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

( 挙手・賛成多数 )

賛成多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第 125 号 飯塚市国民健康保険条例の一部を改正する条例」を議題といたします。補足説明を求めます。

○ 健康増進課長

議案第 125 号飯塚市国民健康保険条例の一部を改正する条例の補足説明をいたします。追加議案書の 1 ページをお願いいたします。健康保険法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、出産育児一時金の支給額を見直す必要が生じたため、本案を提出するものです。3 ページの新旧対照表をお願いします。国民健康保険においては、被保険者が出産した場合には出産育児一時金として 35 万円を支給いたしておりますが、平成 21 年 1 月 1 日から出産に係る重度の脳性まひに対する補償のための産科医療補償制度が創設され、被保険者の出産に際して負担する費用が増すことが見込まれます。このため、病院、診療所又は助産所が産科医療補償制度に加入し、病院等が被保険者に保険料の負担を求めた場合、これまでの出産育児一時金 35 万円に 3 万円を超えない範囲で加算して支給するものです。なお、加算額につきましては、飯塚市国民健康保険給付規則において 3 万円と定めることといたしております。

また、産科医療補償制度は、厚生労働省、日本医師会、日本病院会等が出えんして設立された日本医療機能評価機構が運営することとなっております。制度への加入状況は、20 年 12 月 2 日現在で福岡県では医療機関 133 箇所すべてと助産院 149 箇所のうち 147 箇所が加入、本市では医療機関 3 箇所、助産院 1 箇所すべてが加入とのこととなりますので、本市では 3 万円を加算されない方はいないのではないかと思います。簡単ですが、補足説明をおわります。

○ 委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第 125 号 飯塚市国民健康保険条例の一部を改正する条例」については原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。